

※同時記者発表 高松サンプォート記者クラブ／徳島県政記者クラブ／阿南市政記者クラブ

平成26年10月7日  
四国地方整備局  
徳島県

## ～『那賀川水系河川整備計画（変更素案）』公表～

「那賀川水系河川整備計画」の変更素案を公表し、関係住民の方々に意見を伺います

国土交通省四国地方整備局と徳島県では、「第3回那賀川学識者会議」（平成26年1月31日）及び「第4回那賀川学識者会議」（平成26年9月29日）において平成19年6月に策定した河川整備計画の点検結果の報告を行い、計画の変更が必要とのご意見をいただきました。

《那賀川水系河川整備計画の点検報告については、那賀川河川事務所ホームページ（<http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/seibikeikaku/tenken/index.html>）をご覧ください。》

この度、整備計画の変更を行うため、「那賀川水系河川整備計画【変更素案】」（以下『変更素案』という。）を作成しましたので公表します。

今後、パブリックコメントによる意見募集により多くの方々から変更素案に対する意見をいただきながら、検討を進めていきます。

## ◆総合的なお問い合わせ

国土交通省 四国地方整備局

河川部 河川計画課 建設専門官 やすなが かずお 安永 一夫

TEL (087) 851-8061 (内線3613)

## ◆整備計画の変更に関するお問い合わせ

## ◇国管理区間に関すること

国土交通省 四国地方整備局

那賀川河川事務所 副所長 ながお じゅんじ 長尾 純二

TEL (0884) 22-6461 (内線204)

## ◇県管理区間に関すること

徳島県 県土整備部 河川振興課 課長補佐 とくなが まさひこ 徳永 雅彦

TEL (088) 621-2570

## 那賀川水系河川整備計画（変更素案）の公表について

この度、整備計画の変更を行うため、「那賀川水系河川整備計画【変更素案】」（以下『変更素案』という。）を作成しましたので公表します。

主な変更内容は、地震・津波対策の追加、宮ヶ谷川の改修方式の変更です。（別紙－１及び別添変更素案参照）

今後、下記のとおり変更素案に対する意見をいただきながら、検討を進めていきます。

### パブリックコメント

- (１) 募集期間 平成 26 年 10 月 8 日（水）から平成 26 年 11 月 7 日（金）
- (２) 意見提出方法 郵送、F A X、ホームページ
  - ※ 1 変更素案の入手方法等は、別紙－２のとおり
  - ※ 2 パブリックコメントの詳細は、別紙－３のとおり

なお、平成 26 年 8 月の台風 11 号では、基準地点古庄において戦後最大流量を上回る規模の洪水が発生し、阿南市加茂地区、那賀町和食地区など流域各所で深刻な浸水被害が発生しました。

台風 11 号を踏まえた治水対策については、現在、諸調査・検討を進めているところです。



## 那賀川水系河川整備計画（変更素案）の閲覧および入手について

### 1. インターネットによる閲覧(資料の入手)

変更素案は、平成26年10月7日（火）より、下記のホームページにおいて、資料の閲覧、入手が可能です。また、「意見提出様式」の入手が可能です。

【那賀川水系河川整備計画ホームページ】

<http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/seibikeikaku/top/index.html>

### 2. 閲覧場所での閲覧

平成26年10月8日（水）から11月7日（金）まで、以下の場所において、資料の閲覧が可能です。また、「意見提出様式」の入手が可能です。（午前9時から午後5時まで閲覧が可能。ただし土曜日・日曜日・祝日を除く）

- ・ 国土交通省四国地方整備局 8階情報公開室  
（香川県高松市サンポート3-33）
- ・ 国土交通省四国地方整備局那賀川河川事務所 1階ロビー  
（阿南市領家町室ノ内390）
- ・ 徳島県県民環境部県民環境政策課県民協働室（徳島市万代町1丁目1番地）
- ・ 徳島県県土整備部河川振興課（徳島市万代町1丁目1番地）
- ・ 徳島県南部総合県民局〈阿南庁舎〉県民センター  
（阿南市富岡町あ王谷46）
- ・ 徳島県南部総合県民局〈那賀庁舎〉  
（那賀郡那賀町吉野弥八かへ64-1）
- ・ 徳島県南部総合県民局〈美波庁舎〉県民センター  
（海部郡美波町奥河内字弁才天17-1）
- ・ 阿南市役所 1階ロビー（阿南市富岡町トノ町12-3）
- ・ 阿南市役所羽ノ浦支所（阿南市羽ノ浦町中庄なかれ16-3）
- ・ 阿南市役所那賀川支所（阿南市那賀川町苅屋323）
- ・ 那賀町役場（那賀郡那賀町和食郷字南川104-1）
- ・ 那賀町役場分庁（那賀郡那賀町延野字王子原31-1）
- ・ 那賀町役場上那賀支所（那賀郡那賀町小浜151）
- ・ 那賀町役場木沢支所（那賀郡那賀町木頭字前田43-1）
- ・ 那賀町役場木頭支所（那賀郡那賀町木頭出原字マエダ34）
- ・ 小松島市役所産業建設部都市整備課（小松島市横須町1番1号）
- ・ 美波町役場建設課（海部郡美波町奥河内字本村18-1）

## 那賀川水系河川整備計画変更に対するご意見の聴取について

### 1. 那賀川水系河川整備計画（変更素案）に対するパブリックコメント

- (1) 意見聴取対象：「那賀川水系河川整備計画【変更素案】」
- (2) 募集期間：平成26年10月8日(水)から平成26年11月7日(金)
- (3) 意見の提出方法
  - 1) 提出方法
    - ①郵送 ②FAX ③ホームページ
  - 2) 記入事項
    - ①氏名(企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名)
    - ②住所(お住まいの市町名まで)
    - ③職業(企業・団体の場合は不要)
    - ④年齢(企業・団体の場合は不要)
    - ⑤性別(企業・団体の場合は不要)
    - ⑥ご意見
  - 3) 提出先
    - ①郵送：〒774-0011 徳島県阿南市領家町室ノ内390  
国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所  
調査課 那賀川水系河川整備計画担当 宛
    - ②FAX の場合：0884-22-7062
    - ③那賀川水系河川整備計画ホームページの場合：  
<http://www.skr.mlit.go.jp/nakagawa/seibikeikaku/top/index.html>
- (4) 注意事項
  - ①ご意見は日本語でご提出ください。
  - ②郵送、FAXの場合は、別紙意見提出様式にご記入ください。
  - ③電話でのご意見は受け付けておりません。
  - ④提出いただいたご意見につきましては、お名前を除き公開する場合がありますので、あらかじめご了承下さい。
  - ⑤提出いただいたご意見につきましては、十分検討のうえ、できうる限り那賀川水系河川整備計画（変更案）に反映いたします。

- ⑥提出いただいたご意見につきましては、とりまとめのうえ公表します。
- ⑦皆様から頂いたご意見に対し、個別にお答えすることは出来ませんので、その旨御了承願います。
- ⑧期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
- ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容
- ⑨氏名・住所等の個人情報については、適切な方法で厳重に管理し、本目的以外には一切使用いたしません。

## 那賀川水系河川整備計画（変更素案）に対する意見

那賀川水系河川整備計画（変更素案）について、以下のとおり意見を提出します。

氏名		性別	男・女
住所	①阿南市 ・ ②那賀町 ・ ③小松島市 ・ ④勝浦町 ・ ⑤美波町 ⑥徳島県内 ・ ⑦その他（ ）		
年齢	①10代 ・ ②20代 ・ ③30代 ・ ④40代 ⑤50代 ・ ⑥60代 ・ ⑦70代以上	職業	①会社員 ・ ②公務員 ・ ③自営業 ・ ④農林水産業 ⑤主婦 ・ ⑥学生 ・ ⑦その他（ ）

### 那賀川水系河川整備計画（変更素案）に対するご意見・ご質問

#### 〈注意事項〉

ご意見は日本語でご記入下さい。なお、電話でのご意見は受け付けておりません。

- ご意見等の取り扱いについて
  - ・提出いただいたご意見につきましては、お名前を除き公開する場合がありますのであらかじめご了承下さい。
  - ・提出いただいたご意見につきましては、十分検討のうえ、できる限り那賀川水系河川整備計画（変更案）に反映いたします。
  - ・提出いただいたご意見につきましては、とりまとめのうえ公表します。
  - ・皆様から頂いたご意見に対し、個別にお答えすることは出来ませんので、その旨御了承願います。
  - ・期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
    - （個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容、個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容、個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容、法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容、営業活動等営利を目的とした内容）
  - ・氏名・住所等の個人情報については、適切な方法で厳重に管理し、本目的以外には一切使用いたしません。

郵送・FAX  
の送付先

〒774-0011 阿南市領家町室ノ内 390  
国土交通省四国地方整備局 那賀川河川事務所 調査課  
那賀川水系河川整備計画担当 宛  
FAX : 0884-22-7062